

赤十字救急法基礎講習・救急法救急員養成講習 開催要項

日本赤十字社は、赤十字の理念である「人道」の精神に基づき、不慮の事故や急病に対する救命・応急手当の方法を赤十字救急法講習として普及しています。

本講習は、救急法基礎講習と救急法救急員養成講習により構成され、1日目には基礎講習として救命手当（手当の基本・AEDを含む心肺蘇生法・気道異物除去等）について受講していただき、2～3日目は、救急員養成講習として応急手当（止血・骨折の固定・傷病者の搬送等）を受講していただきます。

救急法基礎講習は、厚生労働省が定める一定の頻度で対応することを想定される者のための、自動体外式除細動器（AED）講習に該当します。

記

講習名称：赤十字救急法講習（救急法基礎講習・救急法救急員養成講習）

講習日：令和7年10月28日（火）、11月1日（土）、2日（日）の3日間

講習時間：初日 13:00～17:30、2～3日目 9:00～17:00

※必ず10分前にはお越しください。

（開始時間が異なりますのでご注意ください）

講習会場：日本赤十字社兵庫県支部 多可備蓄庫 2階（多可赤十字病院隣）

受講定員：12人

受講費：3,600円（教材費、保険料等）

携行品：筆記用具、実技のしやすい服装（トレーニングウェア等）、ビニール袋 2枚（手が入る位の物）バスタオル・フェイスタオル各1枚（第3日目の固定講習に使用）、昼食、実技のときはお化粧をお控えください。

受講条件：満15歳以上の方で、実技を含む講習を受講できる健康状態で全日程を通して受講できる方。

※ 遅刻・早退・欠席を予定しての参加は、ご遠慮願います

※ 希望者が多数の場合は、先着順となります。

※ 申込者が5名に満たない場合は開催いたしませんのでご了承ください。

申込方法：所定の申込用紙を下記へ送付ください。（FAX可）

申込期間：令和7年8月28日（木）から令和7年9月28日（日）まで。

その他：原則、赤十字救急法基礎講習と赤十字救急法救急員養成講習に分けての受講はできません。

赤十字救急法基礎講習の受講者の検定合格者には「赤十字ベーシックライフサポーター認定証」を交付します。（5年間有効）また、赤十字救急法救急員養成講習の受講者全員には「赤十字救急法救急員養成講習受講証」を、検定合格者には「赤十字救急法救急員認定証」を後日交付します。

申し込み時に記載いただいた個人情報、講習受講資格等の確認のため日本赤十字社兵庫県支部と情報共有を行います。なお、利用目的以外に個人情報を使用することはありません。

問い合わせ：多可赤十字病院 医療社会事業課

Tel：0795-32-3810 Fax：0795-32-5277

〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸上 280

※お車でお越しの方：病院前駐車場をご利用ください。